

弓道場使用方法に関する注意事項

<共通注意事項>

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
2. 利用者は、許可された目的及び時間以外の使用を禁止する。
3. 道場内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止する。
4. 道場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
5. 道場内へ持ち込んだ器具・用具類、不要な物を放置してはならない。
6. 道場内へ革靴、下駄等で立ち入ることを原則として禁止する。
7. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
8. 施設・設備品を破損した時は、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは守衛室に届け出ること。
9. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。
(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。
10. 雷鳴が聞こえる等、落雷発生の可能性が生じた場合、直ちに屋外での活動を中断すること。活動の再開については、安全に十分配慮すること。

<その他注意事項>

1. 道場内は、土足厳禁とする。また裸足で立ち入らないこと。
2. 道場内は整理整頓に努め、掃除するときは水拭きをしないこと。
3. 矢を取りに行く時及び作業のための前に入る時は、必ず声を出し、射手が居ないことを確認し、十分注意して入ること。
4. 射場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
5. 行射は決められた場所で行うこと。
6. 矢を引いた後は、必ず的前（安土）を整備すること。
7. 矢道や周辺の天然芝の育成・保護につとめること。
8. 道場外の巻藁を使用する時は、周囲の安全を十分確認すること。
9. 的前にボール等が入った時は、道場使用者が居る場合には必ず声をかけ取ってもらうこと。
10. 使用後は消灯の上必ず施錠し、鍵を守衛室に返却すること。
11. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。

以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。

(平成 27 年 2 月 23 日)